平成２５年（フ）第４８５号
大阪府貝塚市南町23番23号、前住所大阪府貝塚市堀１丁目12番19―103号
債務者　山形　梨恵（旧姓池川）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
大阪府阪南市光陽台１丁目１番７号　111号
債務者　片桐　由滋
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番７―403号
債務者　松山　　優
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１８号
大阪府和泉市室堂町96番地の１　サンヒルズ和泉110号室
債務者　石田美代子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５２４号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番３―110号
債務者　撫養　久代（旧姓今口・曽根）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
大阪府泉南郡熊取町大久保北１丁目５番１―508号
債務者　平井久仁子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
大阪府阪南市下出592番地２―202号
債務者　薬師寺貴司
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番29―206号
債務者　藤澤　孝義
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番29―506号
債務者　藤澤　幸則
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
大阪府岸和田市上町15番５―201号、前住所大阪市此花区伝法６丁目１番47―403号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福岡県大牟田市大字橘1408番地１　南橘市営住宅７棟208号
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１９０号
静岡県富士市岩淵171番地の３、前住所東京都東村山市美住町２丁目18番地39　レクシオ東村山ティアーズガーデン307
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８６０号
千葉市中央区宮崎町523番地１　サルベルナール宮崎210号
債務者　新田　佑子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７９号
千葉県船橋市本中山６丁目８番10号　岩喜荘
債務者　山根健一郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９４号
千葉県船橋市本中山４丁目17番13号ＣＨＥＲなかやま103号
債務者　伊藤　佳織
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０４号
千葉県船橋市飯山満町２丁目480番地１　ウェルフェアポート102号
債務者　内田　朗子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０８号
千葉市若葉区桜木３丁目22番48号
債務者　奥山　孝行
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１４号
千葉県浦安市当代島２丁目８番１―205号　メゾンデザムルー前田
債務者　細川　仁一
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係